

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 下請け企業や提携企業を含むサプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- 業務に IT ツールを活用し、事務処理の簡略化やコミュニケーションの無駄を省くことで、生産性の向上を図る。なお、この際は情報セキュリティの確保にも十分に注意する。
- 顧客に対して適切な価値伝達を図ることで、適正価格を維持し、取引先に値下げや取引条件の改悪などの負担を掛けないように配慮する。
- 柔軟な生産体制の構築のため、業務委託事業者を活用する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 取引先との取引条件の交渉時は相互の利益を尊重し、協議した内容を書面またはオンライン会議ツールの録画機能の活用などにより、取引成立後の認識の食い違いなどを極力減らすよう努める。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格については過去の取引や実績データ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2023 年 6 月 30 日

株式会社 菱沼建設
企 業 名

代表取締役社長 菱沼 安則
役職・氏名（代表権を有する者）